

遊覧鉄道発起の虚構性

八幡電気軌道の観光社会学的考察

小川 功

Isao Ogawa

跡見学園女子大学/教授
滋賀大学/名誉教授

I はじめに

弓矢の神として著名な男山(現石清水) 八幡宮の名を頂く八幡電気軌道(以下単に同社)は京都府大山崎村藤井畑(官設鉄道山崎駅)より八幡町を經由して宇治町宇治橋南詰に達する本線と、宇治電気軌道¹⁾を介し六地蔵から京津電気軌道山科追分(髭茶屋)に達する近城線の2線の特許を有する大正初期の未成遊覧鉄道であった。社紋に八幡宮の名に因む八本の旗を掲げ、神護寺で発起人会を開くなど、八幡宮のロケーションをフル活用し、折からの社寺参詣ブームに便乗し人気の山崎昇天、宇治橋、山科など洛西・洛南を半円状に結ぶ、八幡宮の御神威、地域の観光資源を巧みに利用した遊覧鉄道計画であった。地元の『八幡市史』は同社に頁数を割き府庁文書を利用して経過を追った上で「無謀さが生んだ虚業の一つ」²⁾(市史,p210)と総括する。軌道を監督する鉄道院の保存文書にも大正2年8月から4年10月まで2年間の文書が編綴されず、「度々報告ヲナササル俟破産ノ決定ヲ受ケ解散」³⁾したことを裏付ける。

1) 宇治電気鉄道(資本金25万円)は伏見町の新町~六地蔵~宇治町乙方面に至る約5哩を村岡浅右衛門、桜井利三郎、田中祐四郎(八幡発起人)らが明治39年10月27日発起(M39.11.17R①)、明治39年江崎権兵衛らが発起した宇治電気軌道(上鳥羽村、資本金25万円)は40年1月26日伏見町~宇治町間5.03哩を特許され、43年11月京阪が特許権を譲受し大正2年6月1日宇治線として開通(『鉄路五十年』京阪電気鉄道、昭和35年、p101, 104)

同社はブームに便乗した無謀な泡沫会社であるが、並の消滅例ではない。空白の2年間にどのような虚偽的行動が繰り返されたのかの解明こそ近年筆者が進めている観光社会学的視点からの一連の考察⁴⁾の一環として本稿で取り上げた所以である。官庁文書が欠落した部分を他の信頼性の相対的に劣る二次史料・三次史料等で補完し、さらに足らざる部分を筆者の推測によって全体像を把握する試論にとどまった点をお断りしておきたい。

II 八幡電気軌道の発起と相次ぐ脱退

日露戦争勝利直後の経済界は「一夜造りの事業株も多額の打歩を以て各種階級の歓迎する所となり、世を挙げて投機熱の渦中に投げられ…所謂成金なる語を生じたるは実当に此時にあり。歓天喜地買へば必ずもうかるといふ時代は三十九年より四十年の初頭に達し、取引所出来高激増して、連日後場休会」⁵⁾する「熱狂相場」と表現される。

この熱狂相場絶頂期の「明治三十九年八月、小林八郎兵衛らを発起人とする八幡電気鉄道株式会社が、山崎－伏見間電気鉄道の計画の鉄道敷設を出願」⁶⁾した。同社主唱者・小林八郎兵衛らは「これ以前に城和電気鉄道株式会社として、宇治－奈良間鉄道敷設を計画した」⁷⁾が、明治39年8月ころ路線計画を変更し、「京都府八幡町 小林八良兵衛氏等が発起せる城和電鉄会社は今回八幡電気鉄道株式会社と改称し、官鉄山崎駅を起点とし八幡、宇治を経由し伏見に至る約十哩、資本金百万円とし、不日発起人総会を開き其の筋へ出願」(M39.8.25R⑩)というのが最初の報道であった。

39年同社創立委員(M39.11.17R)・発起人総代⁸⁾となった小林八郎兵衛⁹⁾(八幡町科手)は40年5月29日付内務省京甲第六十五号により特許された近城電気鉄道発起人総代(M40.6.8R)、43年11月26日植場平、辰馬半右衛門、首藤陸三、朝比奈知泉、松方幸次郎¹⁰⁾らと山崎電気鉄道(山崎～天神橋五丁目)を出願(M43.12.3R)するなど、京都府下の小規模な電気鉄道計画に名を連ねている。

2) 本稿では『八幡市史』昭和59年を単に市史と略したように、主要な引用文献について以下の略号を使用した。なお八幡電気軌道は八幡ないし会社と略し、和暦の大正は省略した。鉄文…『鉄道省文書 軌道・特許・失効 八幡電気軌道 自明治四三年 至大正二年／八幡電気軌道 卷二 大正四年 解散／山田又七馬車軌道／八俣軌道』(運輸省47-3A13-2-105) 国立公文書館、／(雑誌) R…『鉄道時報(野田正穂他編、八朔社復刻版)、T…『東洋経済新報、／(新聞) 日出…『京都日出新聞、大朝…『大阪朝日新聞、大毎…『大阪毎日新聞、大日…『大阪日日新聞、法律…『法律新聞、／(会社録等) 諸…『牧野元良編『日本全国諸会社役員録』商業興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、要…『銀行会社要録』東京興信所、商資…『商工資産信用録』商業興信所、内報…『帝国興信所内報』帝国興信所。

3) 大正4年9月16日京都府知事より監督局長宛回答。

4) 現在、近著『非日常の観光社会学－森林鉄道・旅の虚構性－(仮題)』を準備中である。

5) 16) 『株界三十年史』野村徳七商店、大正6年、p72～3。

6) 沿線の久津川村では平成の「現在でも不便な南山城の東西間の交通」(『城陽市史 第2巻』昭和54年、p545)を改善する「この電鉄計画はまことに耳よりな話で…交通は便利になり、道路は広く橋は丈夫に」(前掲城陽市史、p546)なるものと期待された。

7) 『城陽市史』は「期待された電気鉄道は、ついに実現することがなかった。その理由は明らかではない」(前掲城陽市史、p547)とする。

8) 11) 12) 13) 『原敬関係文書』第8巻、昭和62年、p488～501、八幡、p206。

9) 小林八郎兵衛は大阪の綿花問屋、明治20年日本綿織会社を設立、西成郡伝法村で操業、明治23年八幡に八幡紡績を設立、社長就任(『本邦綿糸紡績史 第5巻』昭和16年)。八幡電軌株主に伝法方面の住人が多いが、明治35年分離独立した八幡紡績合資会社と小林との接点は未解明。

10) 一流財界人として知られる松方幸次郎も日露戦後の電鉄ブームの中で豊川電車、山陽電鉄、馬関電鉄等の主なる発起人に挙げられている。

39年11月4日八幡神護寺で開催した発起人総会の内容は京都府乙訓郡大山崎村大字山崎小字藤井畑の「官線山崎停車場より八幡に至る京阪電鉄に連絡し、宇治を経て伏見観月橋に至る約十哩の電鉄を資本金一百万円を以て設立せんと」の計画にて、去る四日八幡神護寺に於て発起人総会を開き左の諸氏を創立委員に推薦せり。…因に設計方法は工学士池田虎一郎氏に囑託する筈」(M39.11.17R⑩)であった。創立委員は22名の発起人から選ばれた以下の15名(*印は近城発起人)であった。①*小林八郎兵衛、②*田村長平(綴喜郡有智郷村字美濃山)、③櫻井保親、④*西村芳次郎(京都市上京区室町通御池南入円福寺町) <以上京都>、⑤戸上久吉、⑥桃井治一、⑦沖尚介(東区今橋)、⑧富島喜代蔵(東区高麗橋) <以上大阪>、⑨鰐淵惣太郎、⑩鞍谷源吉(明石郡平野村)、⑪*池田虎一郎、⑫*中村観龍(武庫郡西灘村)、⑬西村真太郎、⑭鷺尾久太郎 <以上兵庫>、⑮*大江里吉(滋賀県愛知郡豊稜村)(M39.11.17R⑩)相場師、投機筋と目される人物が少ないのは八幡宮が古来源氏一門の氏神として崇敬され弓矢の神、必勝の神とされた点に験をかついだのかもしれない。同社は39年11月20日出願、「此程大阪に創立委員会を開き、資本金百万円を百二十万円に増資し、京都府庁に願書を提出」(M39.12.1R⑩)、12月3日内務省が受付けた¹¹⁾。40年1月26日一旦「書類返戻」¹²⁾の後、40年5月時点で10哩60鎖、資本金120万円「許可回議中」¹³⁾であった。

40年5月15日付内務省稟申第六十六号により、京都府乙訓郡大山崎村大字山崎～宇治郡宇治町大字宇治郷の13哩65鎖の電気軌道(軌間4呎8吋半)を特許された¹⁴⁾。事務所は綴喜郡八幡町、資本金125万円であった。

42年10月同社発起、立入測量認可、八幡～宇治間、発起人小林八郎兵衛、田中祐四郎ほか15名、特許申請時の便宜上別働隊とした近城電気鉄道¹⁵⁾との合併を計画(M42.10.25日出)し、宇治郡宇治町大字六地蔵～宇治郡山科村大字髭茶屋(近城線)の特許権を正式に継承した。

40年1月21日相場は大反落を演じ、「証券市価は決水の勢を以て市場を圧倒し産を失ひ、身を誤るもの挙げて数ふ可らず…所謂成金は一掃せられ、泡沫会社は解散し、商売の破綻するもの続出」¹⁶⁾した。「電車事業も他企業と同様の経路を踏み…或者は財界波乱犠牲者として葬られ」¹⁷⁾、「会社濫設の渦中に投げられしは…特に、京阪及中国、九州方面に於て其著しき」¹⁸⁾とされ、『明治運輸史』の京阪方面など特に投機色の濃い「近畿一帯の出願計画」¹⁹⁾のリストにも掲げられた同社の発起人脱退が相次いだ背景がここにある。41年1月原始発起人から削除された千原伊之吉も「実に相場師の変遷ほど急劇なものはない…元来相場の成金は他の事業と異って、一步を誤れば到底永く位置を保全することを得ないものであって、多くの成金も自分と同様な運命に陥った」²⁰⁾と述懐する。

14) 『明治四十四年度・大正元年度鉄道院年報 軌道部』、p18、M40.5.25Rでは10哩60鎖、資本金120万円、原敬文書8、p488では資本金120万円。

15) 田中祐四郎(紀伊郡上鳥羽村)は宇治電気鉄道発起人総代(M39.11.17R⑩)、大正2年1月10日八幡電気鉄道発起人脱退(鉄文)。

17) 18) 19) 『明治運輸史』運輸日報社、大正2年、p177～185。

20) 千原伊之吉『成金物語』采女社、大正5年、p231～2。千原は「此時分の成金連中は盛んに豪遊をした」(p234)という。

21) 田染顕孝こと戸上久吉(大阪市西区江戸堀上通)は公判で「元戸上久吉ト称シタルコトハ之ヲ認ム」(T10.9.23法律)と陳述、「私利ヲ謀ラント」仏教生命取締役に就任した「潜り的人物」(『明治大正保険史料』3巻2編、生命保険会社協会、昭和15年、p603～4)、同業者の古川浩によれば「最後は<大阪>アルカリ会社の整理半ば」(古川浩『会社問題の理論考察』昭和31年、p549)で死んだ総会屋、明治39年泉尾土地38株主で土地分割利害調査委員、大阪精統取締役(要T9役上p109)。

このため小林が勧誘し43年8月1日桜井米次郎、伊藤敬三郎、益田種三郎、上田恒一、田染顕孝²¹⁾、小野誠夫、首藤陸蔵などが発起人となった。しかし益田や上田は公判で「発起人ト為リタルコトナシ」(T10.9.23 法律)と主張した。創立委員の戸上久吉も「発起人トナリタルコトナシ」(T10.9.23 法律)と述べるなど、俄か仕立ての発起人の相当数が小林あたりが勝手に名前を並べた虚偽の発起人²²⁾であった可能性もある。おそらく提出書類不備等もあって、申請から数年遅れて45年7月13日付で通信省から電気事業許可を得た。

さらに明治天皇崩御のため、京都鉦泉²³⁾計画が「先帝の崩御及び財界不況の爲め一旦挫折」(T2.3.29 日出①)したと同様、同社も「時恰モ御大喪ニ際シ一般謹慎中ナリシヲ以テ会社設立準備ヲ急促スル能ハズ、殊ニ本会社線路ハ多ク御陵ニ接近セルヲ以テ事業設備上土地ノ騷擾ヲ避ケ事業着手ヲ差扣(控)」²⁴⁾、近城線の「線路カ御陵ニ接近セル為騷擾ヲ避ケ事業着手ヲ差控タルト、一般経済界沈滞等ノ為、会社ヲ設立スルヲ得ス…屢発起人追加脱退ヲ重ネ来タリタル…」²⁵⁾状況にあった。宇治線建設に従事した元京阪社員も「官庁、関係も陛下の崩御ということで、どの役所も何かと仕事が忙しく…鉄道関係ではなおさらのことで、これでは認可は相当遅れるぞと思った」²⁶⁾と回想する。京都府知事も「当時一般人気ノ沈滞経済界ノ状態ハ会社設立ニ利ナラス事情止ムナキ義ト認メ候」²⁷⁾と申請期限延期やむなしと副申した。

その後「加之最甚敷経済界ノ不況ニ対シ幾多ノ苦闘ヲ凌キ…誓テ会社創立可致」²⁸⁾と、会社設立遅延の弁解を繰り返し、鉄道院も「特ニ今回ニ限り」²⁹⁾と特認を重ねた。

III 会社設立と太田専務らによる一連の陽動作戦

発起から会社設立遅延の弁解を繰り返す時期の同社は、浪費家の主唱者らが功労金と称し証拠金等を専ら自分達の遊興娯楽に費消する「社金使い込み事件」という第一幕であった。続く第二幕は、「一時創立立消の説伝はり」(T2.7.16日出②)、会社設立がほとんど絶望視されていたにも拘らず、起死回生の秘策を弄し、強引に会社設立に持ち込むという意外な急展開を見せる。

折から大正2年6月1日京阪宇治線が開通、同年7月30日一時差止められていた桃山御陵の一般参拝が再度許可され、「参拝者はふたたび全国から殺到…宇治線御陵前駅が乗降客のなかばをさばいた」³⁰⁾など、宇治・桃山方面の活性化が顕著となった。地元紙の開通記事も「山水明眉…恰度嵐山に近付いた感じ…沿道の史蹟は宇治川、観月橋…桃山御陵…」(T2.6.1 日出)と経由予定地一帯を激賞した。こうした環境の好転もあって、2年7月「会社の創立は五ヶ年間財界其他の関係上、存廃如何はわかりしが、京阪電車宇治線開通の結果、之に対抗して事業の進行を図るを得策なりとし、先づ第一回払込(資本金百二十五万円の四分

22) 日露戦後の泡沫社を発起した大河内輝剛は「策士連の本城は二三の待合に極まってゐた…何やら凝議してゐる。そこへ座り込むと」「色々な人と知合であるから、其れで便利な男だと云ふ調子で判を押さ」(八幡の発起人たる朝比奈知泉編『財界名士失敗談 上巻』明治42年、毎夕新聞社、p217)されたと回想。

23) 京都鉦泉と守山又三・太田雪松らとの関係については拙稿「京都人の温泉への憧憬を鼓舞した京都鉦泉の虚構と地域社会の落胆—新たな観光コミュニティ理論構築への試論—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第19号、平成26年12月参照。

24) 「申請之期限伸長許可御願」大正2年1月12日八幡六、鉄文。

25) 27) 「工事施行認可申請期限延期ノ件」大正2年3月28日八幡六、鉄文。

26) 30) 『鐵路五十年』京阪電気鉄道、昭和35年、p102、p104。

28) 「提出期日延期願」大正2年7月12日八幡七、鉄文。

29) 「工事施行認可申請期限延期ノ件」大正2年4月14日八幡六、鉄文。

の一)の完了を待って創立総会を開くに至りたるものにて、創立準備整頓せば直ちに第一期工事として八幡、宇治間の軌道敷設に着手し、遅くとも明年五月に開通せしむべし」と(T2.7.13日出②)高らかに宣言している。

従前の手元金食い潰し型の小林単独による知恵とも思われず、4カ月後の2年11月10日専務に就任した「小柄ではあるが満身精力の化身」³¹⁾「所謂口八丁手八丁ノ男ニシテ事業ノ経営上相当ノ手腕ヲ認メサルヲ得ス…元来鉄道ゴロノ為スヘキコトヲ易々ト断行スルノ能力ト度胸トヲ有スル者ナルカ故ニ将来相当警戒ヲ加フルノ要アルヘシ」³²⁾と評された太田雪松の剛腕によるところ極めて大と思われる。撰丹鉄道の「復命書」の監理課長欄下に「五島」と署名した五島慶太の字で、「現専務太田雪松ニ対シテ厳密ナル警戒ヲ加フルコトヲ要シ…」との結論部分の欄外に「斯ル紊乱シタル会社ノ整理ハ財界ノ信用厚キモノニアラザレバ不能ナリ。太田雪松ノ如キ人物ニ於テハ到底不能ト認ム」と加筆している。太田は2年8月8日『能勢電気軌道株式会社の真相』を公表して、同年10月6日能勢電専務を辞任した。その直後の11月10日タイミング良く八幡専務に就任(T2.11.6日出②)するまでの間の太田の動向は伝えられていない。しかし裏で小林社長の相談役の立場で表面に出ないものの会社設立の修羅場にも関与していた可能性もあろうか。かくて2年7月13日山崎～宇治～山科の13哩7鎖の「電気軌道ヲ敷設シ、一般ノ運輸事業ヲ営ム」(T10.9.23 法律)ことを目的として資本金125万円、株数2.5万株で京都府綴喜郡八幡町に設立された。(T10.9.23 法律)

「八幡電気軌道株式会社は一時創立立消の説伝はりしも、愈々創立の運びに至り、十三日八幡町蔦屋に創立総会を開き、小林委員長より事業経過報告、創立費の承認を求めたる上、役員選挙を行ひたる結果、当選者左の如し」(T2.7.16日出②)。取締役社長小林八郎兵衛(八幡)、常務取締役桜井米次郎(兵庫)、取締役貫名駿一(彦根)、取締役中村大三郎(伏見)、取締役中野種三郎(伏見)、監査役首藤陸三(東京)、監査役伊藤敬三郎(東京)、監査役新宮幾松(大阪)、非役員ではあるが、監理部長には上田恒一³³⁾が就任した。

「十四日小林社長より内務、通信両大臣并に京都府知事に工事施工認可申請書を提出し、十五日重役一同にて線路の実地踏査をなし宇治町に至り上林町長に会見、事業進行上に関する希望を述べた」(T2.7.16日出②)2年7月12日第1回目払込金を領収³⁴⁾、翌13日「創立総会を開き、会社の設立を見るに至り」(T2.11.6日出②)、7月25日付で八幡電気軌道株式会社が京都府綴喜郡八幡町に設立され、2年8月株券を発行、株主松本利信らに交付した³⁵⁾。

京都府知事からの2年8月23日付電報では「八幡電気軌道ハ八月十三日一部線路変更及工事施工認可ヲ申請ヲ為セリ」³⁶⁾とあり、8月13日山崎～宇治～山科間の13哩7鎖の「工事施工認可を申請し、且つ施工準備として建築部を置き、工学士伊藤敬三郎氏を顧問とし技師に囑託して施工方法の調査に従事し、線路は用地買収請負人鴻池忠三郎氏に金一万円を供託し協定を遂げ、再三実地踏査をなし、曩に土地立入測量の許可を得て線路の実測中」(T2.11.6日出②)と工事の進展具合

31) 雑誌『動力世界』(岩下正忠『風雪六十年』能勢電気軌道、昭和45年、p20所収)。

32)66) 書記佐藤雄能・副参事喜安健次郎「撰丹鉄道会計検査復命書」大正6年11月9日(『鉄道省文書撰丹鉄道』監理課長欄下に五島の署名)。

33) 上田恒一(山口県美祿郡綾木村薬王子)は明治43年11月八幡追加発起人、鉱山事務所勤務(T10.9.23 法律)、「鉄道、鉱山、電気、諸機械及材料」(『帝国鉄道要鑑』鉄道時報局、明治39年、彙、p42)の合名会社ヒーリング商会元社員。

34)35) 八幡電気軌道株券「呂第五二八号」写真。

36) 電文はカタカナ。「電報」大正2年8月23日、八幡七、鉄文。

が地元紙で報じられた。また2年11月「四日を以て第一期線たる八幡、宇治間を終了し、五日より第二期線六地藏、山科間の実測に着手」(T2.11.6日出②)と線路実測の着手も報じられた。

しかし地元紙での詳細な進捗を裏付ける文書は鉄道院文書には編綴されず、2年8月23日付電報を最後に4年9月30日付府知事からの会社解散報告まで2年間空白となっており、欠落の事情を窺わせる記述も当該文書に見当たらない³⁷⁾。

「因みに同社は過般の定時総会に於て重役更迭の結果、社長に小林八郎兵衛、専務取締役に太田雪松両氏を互選したりと」(T2.11.6日出②) 2年11月10日の商業登記公告に「八幡電気軌道株式会社登記事項中変更▲取締役員名駿一、桜井米次郎、中村大三郎辞任、小林八郎兵衛重任、兵庫県川辺郡川西村ノ内小戸脇ノ田四番地太田雪松、大阪府東成郡天王寺村大字天王寺五百三十三番地山内善次郎、大阪市東区北久宝寺町三丁目三十四番屋敷井上文清取締役ニ就任。▲監査役新宮幾松辞任、兵庫県武庫郡武庫村ノ内常吉三十九番地ノ一桜井米次郎、大阪市東区北新町二丁目八十二番地貫名駿一、京都府紀伊郡伏見町字三栖五丁目八番戸中村大三郎監査役ニ就任。右大正二年十一月十日 京都府裁判所淀出張所」(T2.11.13日出⑧商業登記公告)

2年11月10日新専務に選出された太田雪松³⁸⁾は直前に能勢電専務を迫われたばかりであり、得意の文筆を生かし再建の美談を手記にして八幡に売り込んだのであろうか。太田専務就任直後の地元紙は太田ら「二三の新重役」が以下のような「八幡電鉄の合併談」を画策中として「八幡電鉄

は目下施工認可申請中なるが、曩に重役更迭あり、二三の新重役間に会社の将来につき種々講究の結果、同特許線のみにては予定の収益を見る事覚束なければ、京阪若くは京津電鉄に合併せんとの説出で、尚一部重役間には目下特許認可申請中なる宇治、石山間の電鉄と合併し、更に大津電車に連絡して、起点を東海線大津駅とし、終点を山崎駅まで延長せば、京都に迂回することなく時間の経済及び賃金を低減し将来有望なるべしとの説出で結局両説を研究」(T2.11.24日出②)すると大風呂敷を報じている。明治43年宇治電気軌道の特許権を譲受した京阪は京津電気軌道を大正14年、大津電車軌道を昭和4年に統合したが、時期はかなり後である。また大正期宇治～石山間に石山遊覧鉄道、石山宇治電気軌道、石山宇治電気鉄道、宇治川電車軌道、石山電気鉄道など類似計画が続出したが、多くは経営至難と判断され却下されるなど、実現性の薄いプランと考えられる。この間3年7月28日第二回払込として1株3円の払込を通知した。(T6.4.26日出)

Ⅳ | 工事請負業者との癒着・仲間割れ

2年5月京電の守山社長は「今回は積極の方針に出で、各支線の延長を企て近く洛西電鉄の買収の如き市外発展を唱道して社運挽回策を計」(T2.5.15 中外)ると唱え、朱雀野村～淀町間の「洛西電鉄を自己の有とし、之に依って京都西部と大阪市とを連絡する一線路を出願せんとし、四千万を以て洛西電鉄を買収し、京電との併合願出を其筋に提出」(T3.3.24日出②)した。また7月17日

37) この間の八幡の重大事件に五島慶太のような有能な官僚が何ら関知しないまま突然に破綻の報に接したとも思えない。何らかの政界とも関係するような疑獄的要素(守山事件などとの接点)を憚って2年間の顛末を別冊扱いにした可能性も捨て切れない。

38) 最初に太田雪松に注目された西藤二郎氏は「経営手法は積極果敢」な反面で、関係者と意思疎通を欠き「事の運び方がやや性急」で「眼中殆ど株主ナキ」(田中真人、宇田正、西藤二郎『京都滋賀鉄道の歴史』京都新聞社、平成10年、p296～9)人物とする。彼の経歴は拙稿「“観光デザイナー”論—観光資本家における構想と妄想の峻別—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第14号、平成24年9月参照。

「一時中止したる洛北大原口の京都鉱泉株式会社は其後新たに株式募集中」(T2.7.17 日出②)と京都鉱泉再興が報じられ、ほぼ時を同じくして八幡も2年7月会社設立された。このように2年5月～7月には京都周辺で京電、洛西電、京都鉱泉、八幡等で投資計画が再開され、関係者集団の動きがとみに活発化したように世間には映った。しかしその内実は資金難に陥っていた「守山氏はかねて京都電鉄に手を焼き意外の失敗を重ね、これが埋合せのため」(S6.10.1 大毎)、秘密裏に関係者集団を挙げて強引な資金収奪策・金策に大童であった。表面上は守山との接点を見出だせない八幡にあっても2年9月今にも着工するかの構えを見せ、まず材木商・吉村喜兵衛(名古屋)と「軌道用檜材枕木…合計金七万五百五十四円五十八銭の売買契約を締結」(T3.3.15日出②訴状)したが、支払期限の2年11月末吉村が納入代金「一万四千百十円九十一銭の支払を求むるも之に応ぜざる」(T3.3.15日出②訴状)金欠状態であった。

また八幡は同じころ鴻池組・鴻池忠三郎³⁹⁾との間に「会社の土地を買収及線路の測量請負を契約」(T6.4.26日出)した。公判で被告(八幡)は「鴻池ハ其請負ヒタル仕事ヲ完成セザリシモノ」(T10.9.23 法律)と主張したが、原告(鴻池)の主張によれば「測量に数ヶ月従事し、費用三千八百円に上りたるが、会社は更に用地買収は勿論、電気軌道に要する材料買入れを為さず」(T6.4.26日

出)とされる。まるで工事を盛んに発注して巨額の取込詐欺を謀ったかのような状況であって、後年の裁判所の判断では「大正二年一二月二〇日をもって<八幡>会社は支払停止の処置を受け、倒産寸前の状態」(市史,p210)に陥っていた。

同社の陰謀術策は工事請負契約のみではなく、機械購入面でも発揮された。同社大株主には鉄道用達商会の山本徳之助⁴⁰⁾ 8,500株、松本利吉⁴¹⁾らがいた。同社は山本に「機械購入に代るに権利株一万株を付与した」(T3.3.7 日出⑦)とされ、代金は同社から仮出金名目で借入れた。また松本も山本と同様な特殊利害関係ある「大阪の大株主」(T3.3.7 日出⑦)であった。松本、山本らは「同会社の前途を悲観して株券を二束三文に担保に入、金円の融通したるところ、同社には事業遂行上第二回払込を徴収したるに、彼等は払込の意思なきより、茲に大株主として同会社の解散を主張した」(T3.3.7 日出⑦)とある。画像がWEBで公開されている同社5株券名義人の「松本利吉」が地元紙報ずる「松本利吉」と同一人とすると、当該株券も金融業者に入質され流質後流転してコインショップへいった点、第2回目以降の払い込みは空欄のままであることなども記事と整合性がある。

また前述の鴻池は「右会社ノ株式募集ニ応ジ、同株式一千株ノ引受ケヲ為シ」(T10.9.23 法律)た。ただし地元紙は「<鴻池>忠三郎は創立の際株二千株を引受け、保証金二千五百円を入れ」

39) 鴻池忠三郎(小林八郎兵衛の創業地・大阪府西成郡伝法町北)は(株)鴻池組社長、上海製油取締役(要T11役下,p50)、同住所の鴻池忠次郎は土木建築請負、正味身代1万～2万円、信用程度普通(大正元年10月調査 商資T1,大阪,p228)／鴻池組は明治33年創業、代表鴻池忠三郎、支配人仁科員一、福岡支店主任鴻池小六、本店西成郡伝法町北(『鉄道電気事業要鑑』鉄道通信社、大正3年、土,p16)。

40) 山本徳之助(大阪市西区立売堀裏)は鉄道用達商会、八幡が「機械購入に代るに権利株一万株を付与したる」(大阪の大株主)(T3.3.7日出⑦)で、職業「鉄道用品」、正味身代「つ」、信用程度「ふ」であった。(大正元年9月調査、商資T1,p186)山本の持株8,500は次項の松本利吉が肩代り。

41) 松本利吉は東讃電気軌道事件の主役「熊谷少閑等と行動を共にした」(T3.5.2大日)。

(T6.4.26日出)たと報じた。こうした「鴻池忠次郎始め数名の請負人等が引受けた株は合して二万百五十株」(T3.5.1大日)にも達したとされる。鴻池側からの提訴による公判で会社側(被告)は請負人らは「測量請負契約ニ因ル請負代金債権ト株金払込債務トヲ相殺シタルガ如ク装ヒ…鴻池忠三郎ハ株金ノ払込ヲ為シタルコトナシ」(T10.9.23法律)と主張した。双方の主張に差はあるものの、大株主の相当割合が工事請負、機械購入等の業者で占められ、実際の払込がない「空株」をあったものと仮装したり、あるいは払込意思が全くない「失権株」であったことが判明する。

能勢電気軌道で請負人⁴²⁾から支払いを迫られてた太田が、八幡では知らぬ顔をして、別の請負人に工事発注をエサに「金一万円を供託」し立て替え工事を強要している不思議な構図であるが、太田なら能勢電での工事請負業者を手玉にする技に通じていたものと思われる。

2年8月片岡直温が「京電が一切の権限を挙げて整理を委任するなら其の衝に当るべし」(T2.9.15T)と守山に申込み、9月21日「流石の怪物守山君も内外幾多の窮状に余儀なくせられ、名を業績不良の責に藉りて引退⁴³⁾し、片岡に「会社ノ整理経営ノ全権ヲ挙ゲテ一任スルノコトトシ遂ニ総辞職ヲ為シ⁴⁴⁾」守山は本拠地・京電社長を辞任した。まだ守山逃亡が流布していない3年3月3日八幡は「近來株主と重役との折合面白からざりし同社は遂に去る三日の臨時総会に於て解散

を決議し、清算人を選定して散会」(T3.3.6大毎⑨)と突然解散した。その直後の3月10日守山は東京の旅舎を脱出し海外逃亡⁴⁵⁾、一味の金櫃・船場銀行は即刻支払停止した。隣接の洛西電車軌道も「守山氏、才賀氏、船場銀行との間に随分入込みたる事情ある」(T3.3.24日出②)ため、「今回守山氏は刑事事件を惹起したるを以て…解散決議をなす模様」(T3.3.24日出②)と報じられた。

原告の鴻池側の主張によれば八幡「社長取締役監査役等は高給を取り乍ら何事もなせず、加ふるに高利の借入をなし一回二回の払込金を徴収する等壇横を極めた」(T6.4.26日出)とする。高利借入の件は「南源兵衛⁴⁶⁾などと云ふ鬼をも欺く高利貸」(T3.5.1大日)が、小林社長に16,500円融資したが、遊興にふけている「処に南源兵衛が飛込んで面目玉を潰した奇談」(T3.5.1大日)が別の新聞で報じられている。こうした経緯からみて大正2年の京電、洛西電、京都鉾泉、八幡等での一連の動きは苦境に陥っていた守山サイドの局面展開を狙った陽動作戦、最後の悪あがきに過ぎなかったものとみられる⁴⁷⁾。

4年3月29日小野弥助⁴⁸⁾は「竹田弁護士を代理人として…八幡電気軌道株式会社代表者宮後長治郎を相手どり会社設立無効確認の訴訟を京都地方裁判所に提起」(T4.3.30日出⑦)した。小野と宮後は共に大阪市西区、金物卸と諸機械鑄物という隣接分野にあるから、何らかの因縁があったものと思われる。

42) 能勢電は大正2年7月吉川延長線特許権を建設工事請負金の不払いを主張する請負人熊田亀治郎ら9名に代物弁済で譲渡(前掲風雪, p43)。

43) 岸田勉『京電整理三年誌』京都合資商報会社、大正5年、p5。

44) 『沿革略記』『京都電気鉄道営業清算報告書』大正7年、p21。

45) 大槻喬編『田中博翁夜話 京都財界半世紀』昭和27年、p52。

46) 南源兵衛は郡村の素封家・地主、「香里遊園期成同盟」を結成し友呂岐神社周辺2.8万坪を京阪に売却する地主同盟の中心人物(橋爪紳也『日本の遊園地』講談社、平成12年、p85)で小林に16,500円融資。

47) 拙稿「“虚業家”守山又三のハイ・リスク行動と京都財界」『京都学園大学経済学部論集』第12巻第2号、平成14年12月参照。

48) 小野弥助(西区立売堀北1)は金物卸小売(商資T1、大阪、p55)。

4年6月5日京都地方裁判所で破産決定がなされ(市史,p210)、「同裁判所々属弁護士池田繁太郎が破産管財人に任命」⁴⁹⁾された。

5年12月刊行の『電気大観』には同社の末期の概況が以下のように記載されている。資本金125万円、払込312,500円、株数25万株、宇治川電気より500キロ受電、軌道(未開業)13哩7鎖、役員は社長宮後長治郎、取締役太田雪松、井尻一太郎、貫名駿一、監査役中村太三郎、藤堂儀平であった⁵⁰⁾。『電気大観』で他業者の多くは決算報告、大株主等の詳細な情報を開示するが、同社は一切記載していない。これ以降の年鑑類には掲載されている可能性が低く、『営業報告書』も未入手のため、詳細な分析は結局できなかった。

3年3月6日臨時総会で解散を決議し、4年6月5日京都地方裁判所で破産決定がされた同社の場合、削除までのタイムラグがあり、『日本全国諸会社役員録』5年版、6年版、『帝国銀行会社要録』6年版まで掲載されている。『銀行会社要録』では11年版まで掲載されるが、5年版と比べ全く役員異動なく、事実上休眠状態にある。10年同社株主・池田繁太郎が「破産管財人ヨリ残余財産ノ分トシテ払戻ヲ受ケタ」(T10.9.23 法律)ことで、清算が可能となったものかと推測される。

V 八幡電気軌道の解散

3年2月27日同社「株金払込通知公告」[「…来る三月十二日迄に当社又は伏見銀行、山城八幡銀行、北浜銀行京都七条支店の内に便宜払込相成度」(T3.2.26日出^⑧)と公告した。山城八幡銀行は明治31年地元有力者が発起し、本店を八幡町神原に置く地元行(市史,p205)、伏見銀行も目的

地の宇治町に2年8月出張所を開設しており、株主分布からみて当然の株金払込行である。北浜銀行(七条支店)は大阪方面の株主の便宜からであろうが、在阪銀行中で特に北浜銀行となった取引経緯は未詳である。

鉄道省文書の八幡電気軌道巻二には「一、会社解散ニ依リ特許消滅ニ関スル報告及特許状命令書返納ノ件」「二、破産ニ依リ特許ノ消滅シタル軌道敷設特許状命令書返納ノ件報告」が収録されている。最初に収録されているのは4年9月30日京都府知事からの「八幡電気軌道株式会社ニ対シ本年六月五日午前八時破産の宣告有之解散致候…」⁵¹⁾という極めて簡単な報告と返納された過去の書類だけである。実はこの直前に京都府知事より「八幡電気軌道株式会社ハ度々報告ヲナサル俾破産ノ決定ヲ受ケ解散致⁵²⁾したと報告されている。この報告に接した寝耳に水の鉄道院監督局も「御申越ノ通破産ニヨリ解散シタルモノナラバ、特許失効シタルモノト被認候ニ付、特許状並命令書返納方御取計相成度、同時ニ解散ノ年月日承知致度」⁵³⁾と狼狽気味に督促したほど、全く実態把握ができていなかった様子であった。当時の監督局に人材がいなかったわけではない。2年7月29日の監督局文書の捺印の中には「五嶋」(後の東急創始者の五島慶太)も含まれている。しかしこのやりとりは鉄道省文書の八幡電気軌道巻二には見当たらず、何故か『鉄道省文書(京都電気鉄道)』に誤綴込されていることを筆者は偶然に見つけた。地元の京都府や鉄道省でもこの間の解散、破産に至る経緯を十分に掌握していなかった点が露呈するのを恐れた担当官が意図的に別の簿冊に綴込んだ可能性もあろう。同社は4

49) 大正九年(オ) 第二百六十一号事件大正九年五月二十九日判決(T9.8.10 法律)。

50) 『電気大観』日本産業調査会、大正5年p583~4。

51) 「会社解散ニ依リ特許消滅ニ関スル報告及特許状命令書返納ノ件」大正4年9月30日八幡一、鉄文。

52) 53) 大正4年9月京都府知事と鉄道院監督局長の間の往復文書(『鉄道省文書京都電気鉄道』)。

年9月25日ようやく京都府へ特許状・命令書を返納した。(市史,p210)

通常の鉄道企業の研究では主要な情報源となるはずの鉄道省文書や府県文書であるが、同社のように「度々報告ヲナササル」虚偽的企業にあってはほとんど有効な情報源となり得ないため、主に地元紙の報道等により、この間の事情を解明したい。

まず、3年3月3日守山の夜逃げ寸前の時期に同社は「第二期線を先着工事とすべしとの議ありて、目下両線の比較調査中にて三日臨時総会を開き、株主の意向を確むる筈」(T3.3.2 日出②)であったのに「緊急動議として会社の現状に鑑み、事業の遂行到底絶望なるより、此際解散すべしとの説出で、議論沸騰せしも結果解散することに決し、清算人選挙に移り、銓衡委員に鴻池忠三郎、遠上久吉、山本徳之助、小林八郎兵衛、浅田栄之助五氏を選任」(T3.3.5 日出②)、3年3月6日大阪朝日によれば、「八幡電鉄解散 創立当時より既にその成功を危まれりたりし八幡電鉄会社は未だ何等の事業に着手せずして解散するに至れり。同会社は三十余万円の第一回払込金を殆ど無意味に費消し入れるを以て精算事務を入れれば種々なる問題勃発すべしと観察せられつつあり」(T3.3.6 大朝⑤)

同日の大阪毎日によれば、「八幡軌道解散 近來株主と重役との折合面白からざりし同社は遂に去る三日の臨時総会に於て解散を決議し、清算人を選定して散会せしが、一部の人々は同社の近城線のみを復活せしめて経営せん目論見ありといふ」(T3.3.6 大毎⑨)

3年3月12日同社「清算人に中村栄太郎、桜井米次郎、吉田八十綱、岩坪政吉、太田雪松の五氏

を選任し…清算事務に関する協議会を開きたり」(T3.3.13日出②)

3年3月14日同社破産申立。三島郡味生村「白井磯次郎は…破産の申立を為し…理由は会社は申立人に対し千五百円の約束手形を振出し期日に至りて支払を停止した」(T3.3.15日出②)

時期的に符合することから見て、守山=太田らに収奪されていた同社の突如解散も、船場銀行との取引等は確認できないが、守山事件の一種の波及かと推測される。

3年5月28日日出新聞によれば、「八幡電鉄の敗訴 八幡電鉄会社株主石井源次郎より同社が臨時総会に於て決議せし事項は不法の決議なりとて京都地方裁判所に該臨時総会決議無効確認の訴訟を提起し、樫木裁判長の係にて審理中なりしが、愈々結審し、二十七日臨時総会決議は之を取消すべし、訴訟費用は被告会社の負担たるべしと判決言渡され、全く会社の敗訴に帰したり」(T3.5.28日出①)

3年7月3日日出新聞によれば、「八幡電鉄株主総会 八幡電鉄にては曩に解散決議をなしたる為め去月開会の筈なりし本季決算付議の通常総会を見合せ居たるが、一部株主より解散決議無効確認訴訟の結果、会社側の敗訴となりしを以て、十三日通常総会を開会し決算の承認を求め、併せて重役の満期改選を行ふべしと」(T3.7.3 日出②)

4年3月29日同社の会社設立無効確認の訴訟が提起された。(T4.3.30 日出⑦)「八幡電気鉄<軌>の誤記>道株式会社ニ対シ本<4>年六月五日前八時破産ノ宣告有之、解散致候」⁵⁴⁾

『八幡市史』は「大正二年一月二〇日をもって会社は支払停止の処置を受け、倒産寸前の状態

54) 大正4年9月30日京都府知事より内務大臣宛文書(鉄文同上)。

であった。大正四年二月一八日、それまで全く発起人などに名前のなかった人物が専務取締役代表者として交代した」(市史,p210)とするが、倒産寸前に整理屋として乗り込んだのが太田雪松であろう。用心深い小林一三箕面有馬電気軌道専務は太田雪松が整理に乗り込んだ伏魔殿たる能勢電の完全系列化には極めて慎重であった。部下の山内覚成らの短期派遣にとどめ、直接の出資には最後までためらっていた。2年能勢電に派遣された山内覚成(箕有運輸課長)は「池田より妙見に参詣する交通路としての能勢電鉄は数年前から計画せられていたが、なかなか進捗せず、一時は疑獄さえ起って妙な噂をきいたこともあった。そこへ太田雪松といふ人(この人後に摂丹鉄道に従事してゐたが成功せなかつた)が来て、兎もあれ開通さして近々営業開始といふことになり、その運輸課の組織を箕電に依頼したので、僕がその担当をして、折々能勢電の本社へ通ふていた⁵⁵⁾と回想している。速水はその後山内を伊勢電気鉄道への転職を勧めて箕有を退職させたため、山内の能勢電派遣は短期間に終わったようであるが、箕有からの後任は未詳である。能勢電との関係を維持・拡大する意思があれば山内を引上げないであろうから、山内から能勢電の内情を察知した小林は消極的姿勢を続けた可能性が高い。

6年4月20日同社に対して取締役宮後長治郎、貫名駿一、外希竹松を代表者として「会社の設立無効、即ち其法人格の存否を争ふ」(T9.8.10法律)訴訟が鴻池忠三郎、吉田八十綱⁵⁶⁾の両名から第一審の京都地裁に提起された。(T6.4.26日出、T9.8.10法律)原告の鴻池は(株)鴻池組社長(要T11,p92)、「用地買取請負人鴻池忠三郎氏に金一万円を供託し協定を遂げ」(T2.11.6日出

②)と報じられた同社の請負人である。鴻池ら「数名の請負人等が引受けた株は合して二万百五十株」(T3.5.1大日)であった。鴻池らが同社の現状に「不審を抱き、内容調査をなせしに、決算書に依れば第一回払込三十二万二千五百円とあるに、銀行預金は僅に十八円八銭、現金五十二円三十二銭に過ぎず、創業費二万円とあるに会社は之に関する書類も帳簿も存在せず、費途全く不明にて、別て建設費六万二千五百円とあるも、一条のレール、一坪の地所も買はず、大部分は定款に基きたるものとして発起人の功労金五万円を始めに、執務事務員費等に宛て、乱暴を極め居り。尚仮出金二十四万七千六十五円の内、払込未済なるに、之を払込みたる如く装ひ居る等の事実判明した」(T6.4.26日出)とする。原告主張の如く他社線との交差に関し「各関係者ト協定」(市史,p209)が結ばれないなど「計画がずさんであった」(市史,p209)事実も3年2月に露呈している。裁判の結果9年2月「大阪控訴院ニ於テ右会社設立無効ノ判決言渡シアリ、該判決ハ確定シタリ。仍テ右会社ハ成立セサリシモノ」(T10.9.23法律)とされた。「其<判決>後更ニ破産ノ宣告ヲ受ケ、該破産手続ハ既ニ終了セルモノ」(T10.9.23法律)であった⁵⁷⁾。その後の9年5月27日原告の外希竹松⁵⁸⁾は鴻池の「有スル債権ノ譲渡ヲ受ケ、同人ヨリ被告等ニ対シ各其旨ノ通知ヲ為シタ」(T10.9.23法律)ことが判明している。

VI | むすびにかえて

八幡電気軌道の特色は①路線の半環状性(宇治電気軌道と一体化すればより完全な半円を構成する)、②京都という観光ブランドの威力を利用

55) 山内覚成『辞世 第一編追想録』大正14年, p152。

56) 吉田八十綱(東区伏見町四丁目四番地)は(株)鴻池組監査役(要T11, p92)、帝国キネマ演芸常任監査役(要T11, 役中p12)。

57) 八幡取締役への判決(T9.7.14内報②)。

58) 外希竹松(大阪府三島郡味生町大字別府)は鴻池と訴訟となり、大正9年5月27日鴻池の「債権ノ譲渡ヲ受ケ、同人ヨリ被告等ニ対シ各其旨ノ通知ヲ為シタ」(T10.9.23法律)。

した目的の遊覧性、③鉄道資材を納入する貿易商や工事請負業者の関与、④鉄道院監理部(大正2年以降監督局)も実態把握ができず、⑥被害者である株主・債権者等から各種の訴訟が相次ぎ、裁判で総会決議無効、⑦会社自体は『銀行会社要録』等に長期間掲載され、恰も長期に存続したかのような錯覚を与えているものの、⑧当初に遡って株式会社の設立自体が裁判で無効と判断され、⑨「書類も帳簿も存在せず、費途全く不明…建設費六万二千五百円とあるも、一条のレール、一坪の地所も買はず、大部分は…発起人の功労金五万円…に宛て、乱暴を極め」(T6.4.26日出)、⑩「鬼をも欺く高利貸」(T3.5.1 大日) から借金を重ね、⑪第一段階で集めた金は中心の人物の遊興費等に宛てられて雲散霧消、⑫最終段階で突然に救世主然として“整理屋”が登場、盛んに架空の朗報を意図的に流布する陽動作戦を展開し、関係者や地域社会に一瞬これで更生可能か…と淡い期待⁵⁹⁾を抱かせ株金・保証金・借入金等を掻き集めた揚げ句、突如破綻するなど、⑬経営者・発起人・株主層の虚偽性、⑭結果として、覆うべからざる極限までの虚業性などである。ターゲットにしたのは日露戦後の企業ブームに踊らされて一攫千金を狙う株主層だけではなく、巨額の鉄道工事に群がる資材業者、請負業者など、鉄道そのものを絶好の商機と捉える専門業者をも言葉巧みに受注をエサに操るなど悪知恵の限りを尽くした。主唱者の同類ばかりでなく、斯界の先達に当る投機家として著名な発起人を広範囲から同意なしに虚名のみを勝手に借用する場合を含めて多数掻き集め、軌道法による正規の特許を得て商業登記を完了し、外資系を含む有力企業と資材購入契約、線路の工事請負契約等を着々と締結・整備して形式

的要件は備えた一見真正なる観光・遊覧鉄道企業の体裁を整えた。しかし内実は多種多様な虚業家連中が暗躍し虚偽・虚構の限りを尽くし、一条のレール、一坪の地所も存在しない架空の鉄道で、実在が確認できるのは株券のみという典型的なペーパーカンパニーにすぎなかった。同社が景気良く新線計画等をぶち上げ盛んに陽動作戦を展開して、関係者に甘い期待を抱かせ、すり寄ってきた地元株主や資材購入先・請負人等から多額の金銭を詐取した直後に突如⁶⁰⁾解散を決議して夜逃げするのが常套の企業整理・再建手法であったと筆者は想像している。つまるところ設立自体が無効であった同社はカモをおびき寄せるための一種の舞台装置であって、詐欺師の世界でいう念入りに準備された架空の劇場「ビッグ・ストア」⁶¹⁾のものではなかったかと筆者は想像している。

このような想定のもとに一連の京都鉦泉、摂丹鉄道、八幡等の虚構メカニズムを解明すれば、いざれ京都電気鉄道から追放される運命を予知した守山が一時的避難先として京電鉄三宅線をエサに京都鉦泉の設立を急がせ、太田らがその意を受けて暗躍、能勢電を追放された太田が得意の文筆を生かし再建美談を手記にして八幡の衆に売り込み、空株の手法で同社を無理に設立した。会社設立無効確認の訴訟の結果、司法の場で太田らの犯罪行為が露見した。守山又三、太田雪松に共通する手法としては①ローカルな資産家等を手玉にとり、②代議士・学閥等の権威を借りて、③弁舌爽やか、著書・著作・論文等も出版し、④不振企業・募集難の発起等に着眼、⑤あるいは「ボロ儲け」銘柄を発起、⑥内実が露見すれば、持株を逸早く他に転売、⑦正体がバレて解任・追放、

59)60) 城陽市史編さん委員会『城陽市史』第2巻、城陽市、昭和54年、p543。

61) 「ビッグ・ストア」は David W. Maurer The Big Con: The Story of the Confidence Man (デヴィッド・W.モラー著山本光伸翻訳『詐欺師入門—騙しの天才たちその華麗なる手口』第2章、平成11年7月参照。

⑧司法当局の追及で夜逃げ・海外逃亡といったパターンが模式化できよう。

さらに近い将来の挫折等を予見した準備行動として、①競業避止義務に違反する同種競合企業を別途設立し、万一の逃げ場とする。②資産・権利等の一部を譲渡・転用して別会社を設立、③船場銀行等の同系銀行、悪友の仕事仲間をダミー株主として空株で無理に会社を設立→八幡などの設立無効確認の訴訟、④工事請負等をエサに、建設業者・資財業者等に見返りの出資を迫り、⑤上記の策略により、利害関係者から収奪した資金を彼らが本命視する他の有望事業に投資、⑥司法当局からの追及を回避する策として政治家等に献金などが想定できそうである。太田は「一部株主より烟カラレ…排斥」⁶²⁾されて、摂丹鉄道「発起人組合より脱退シタ」⁶³⁾とされる。摂丹鉄道の「会社成立前、全然関係ヲ絶チ」⁶⁴⁾「唐突とも思える形で退陣」⁶⁵⁾の時期は守山逃亡の直後と考えられ、仮に守山=太田が連携していて、何らかの資金的接点が存在していたと仮定すると、捜査当局の追及を恐れた太田も夜逃げ行動として、①八幡解散、②摂丹鉄道発起人組合より脱退、③逃走費用としての功労金二千五百円受取りを急いだ理由が説明できる。彼らが夜逃げした後、関係企業はことごとく破産、解散、消滅等を迫られた。

もちろん、第一段階では小林社長ら執行部の遊興費に消えた面もあろうが、筆者は八幡の一連の「取込詐欺」と守山事件との直接の因果関係を明確に指し示す証拠を見出だせていないものの、守山の「高飛び」寸前に、バタバタと大慌てで八幡という株式会社自体を解散決議して「店仕舞い」した事実にも両者が地下水脈で繋がっていた状況証拠になるものと考えられる。すなわち守山の他の関

連企業・団体の金集めが守山が所属政治団体の領袖への上納金を生み出すための悪辣な「シノギ」であり、八幡という株式会社自体も一味が悪用した金集めのための巧妙な舞台装置であったというのが筆者の仮説である。本尊の守山が「高飛び」する段階で、当然に部下の企業舎弟には解雇通告と証拠湮滅の指令が流れたものと解される。これ以上の金集めが不要となった以上、八幡という「ビッグ・ストア」は大急ぎで「店仕舞い」して、取締役責任を追及されぬよう、さっさと「夜逃げ」したのか…と筆者は想像している。太田はその後かつて発起人総代として暗躍した能勢電の内紛に乗り「会社関係者中太田ノ再起ヲ促スモノ有り、大正五年末頃ヨリ順次歩ヲ進メ交渉シタル結果…株主有志ト協議シ…大正六年四月二十六日定時総会ニ於テ取締役ニ選任セラレ」⁶⁶⁾た。5年末は八幡の破産宣告と特許状返納等、一連の後始末のメドが立った時点であり、この頃に次のターゲットに狙いを定め水面下での工作を始めていることになる。どうやら八幡界限には策士が腕を振るった泡沫会社が集中しているように感じられる。

62)63) 西藤二郎「摂丹鉄道の計画と挫折」『京都学園大学論集』第14巻第3号、昭和61年3月、p169。

64)65) 前掲西藤論文、p164、p178。

Fictitious Capital Raising for a Sightseeing Railway Company

Consideration of the “Big Store” Involving Yawata Electric Railway Co. from a Sociology of Tourism Perspective

Isao Ogawa

Yawata Electric Railway was established in 1906 as one of the projects to develop sightseeing railways at the height of the business boom in the aftermath of the Russo-Japanese War. As with many railway projects at the time, Yawata was a so-called “bubble” company built upon the optimistic prospects of speculators. The plan was to construct a railway along a semicircle line connecting some of the major temples and shrines in the southern part of Kyoto City. As recession quickly changed the investment environment, most founding members backed out of this ill-conceived project in disappointment. It was generally thought the plan would vanish without materializing anything.

Surprisingly, though, the project attracted enough share subscriptions, probably thanks to the established reputation of Kyoto, to miraculously form the company in 1913. Yawata asked a construction firm to prepare for railway construction, while ordering lumber for sleepers and purchasing machines from a trading house. It looked as though construction would start in no time, leading vendors, in the hopes of receiving bulk orders, to accept watered down or fictitious stocks with no actual payment and become major shareholders. The company’s directors continued providing the media with false information about plans to extend the train line or merge with another firm, but in truth, Yawata did not purchase a single rail or

plot of land. Most of the raised capital found its way into the hands of the project’s key players in the name of service rewards or administration expenses and was tapped out on spending sprees. The announcement of bankruptcy and dissolution came in 1915, followed by a number of lawsuits by construction companies and other vendors. The paper examines the series of events and proposes the hypothesis that the company’s establishment in such unnatural circumstances was a kind of confidence scheme dubbed the “Big Store,” in other words, a large-scale scam devised by Yukimatsu Ota, an unscrupulous businessman who was Yawata’s executive director, in collusion with Matazo Moriyama, a wily politician, who fled to New York after the scandal.